平成２３年（フ）第４４５号
埼玉県草加市松原５―10―13ドミール松原団地201号室、旧住所埼玉県草加市栄町２丁目２番12―902号
債務者　狩野　　聡
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
埼玉県越谷市神明町１丁目43番地、旧住所埼玉県越谷市東越谷３丁目６番地13　クローバーハイツ103
債務者　土谷　真琴
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
埼玉県越谷市神明町１丁目43番地、旧住所埼玉県越谷市東越谷３丁目６番地13クローバーハイツ103
債務者　土谷　育子（旧姓内久保）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
新潟県長岡市来迎寺2299番地
債務者　品田　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
新潟県長岡市緑町３丁目１番地５、前住所新潟県長岡市宮内４丁目２番９号
債務者　小野塚栄次
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
静岡県沼津市東椎路1226番地
債務者　鈴木　涼子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３６号
名古屋市北区柳原３丁目４番４号　カーサ柳原203号
債務者　今田　康江
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０５号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２―８―101
債務者　辻本　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１７号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　野口　忠雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２５号
愛知県清須市春日川中83番地１
債務者　水野ユミ子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
京都府船井郡京丹波町安井安井南48番地、住民票上の住所京都府亀岡市宮前町猪倉椿原２番地57
債務者　田尻　政彦
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
京都府船井郡京丹波町安井安井南48番地
債務者　田尻美和子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
京都府福知山市字半田614番地
債務者　足立朋子こと　金　　慶南
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第９０４号
大阪府松原市北新町１丁目４番５―703号
債務者　後藤興業所こと　後藤　光男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７６号
大阪府高石市東羽衣７丁目２番34号、前住所大阪府高石市東羽衣７丁目３番17号
債務者　麻野　弥生
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２５号
堺市南区晴美台４丁１番７―502号
債務者　徳**滿**　節子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２８号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番502―105号、前住所堺市東区菩提町５丁81番地
債務者　増田　英樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係